



平成 28 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 第一中央汽船株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員  
江川 俊英

### 民事再生手続終結に関するお知らせ

当社及び当社の 100%子会社である STAR BULK CARRIER CO., S.A. は、東京地方裁判所より、本日、民事再生手続の終結決定をいただきましたので、お知らせいたします。

当社及び STAR BULK CARRIER CO., S.A. は、平成 27 年 9 月 29 日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同年 10 月 5 日、民事再生手続開始決定を受けました。その後、当社の主要債権者でもある船主の皆様を含む国内の海事クラスター等の方々(以下「海事クラスター等」といいます。)から出資を含む資金支援の意向表明をいただき、平成 28 年 3 月 17 日、これらの資金支援を受ける形での再建を骨子とした再生計画案を同裁判所に提出いたしました。

同年 5 月 18 日、債権者集会における大多数の債権者の皆様のご賛同のもと、東京地方裁判所より再生計画案の認可決定をいただき、同年 6 月 14 日、同認可決定が確定いたしました。

当社再生計画の認可決定確定を受け、同年 6 月 21 日、海事クラスター等の皆様 17 社より合計 24 億 9000 万円の募集株式の払込み(増資)が実行され、またこれに先立ち、当社再生計画に基づく発行済株式全部の無償取得及び当該株式の消却を行いました。その上で、再生計画に基づき確定再生債権に対する弁済を進め、同年 7 月 28 日、同弁済が完了いたしました。

今般、東京地方裁判所より、民事再生手続の終結決定をいただくこととなりました。今後、当社及び STAR BULK CARRIER CO., S.A. は、裁判所及び監督委員の監督下から離れて、健全な事業展開にまい進すべく再出発することになります。

民事再生手続開始の申立てにより、お客様、債権者の皆様、その他当社関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたが、当社が、民事再生手続開始の申立てから約 11 ヶ月という非常に短期間に、民事再生手続の終結決定をいただくことができ、また、民事再生手続中、同申立前と何ら変わることなく船舶の安全かつ安定的な運航を継続することができましたのも、ひとえに皆様のご厚情とご支援の賜物であり、改めて心より御礼申し上げます。

当社は、今後とも全社一丸となって、海運事業に取り組んで参る所存でございますので、皆様におかれましては、何卒ご支援を賜りたくよろしく願いいたします。

以 上